

# 業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

T E L

福島県知事

業 態			
業 務 所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
届出の事由及びその事由の発生年月日			